

合併処理浄化槽の補助制度

◆これから合併処理浄化槽を設置したい方

補助金額／5人槽～90万円 6人槽以上110万円

※設置を希望する方はお早めにご相談ください。

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の補助制度もあります。(上記の金額+9万円)

◆一緒に水洗トイレに替えるたい方

補助金額／1棟につき6万円限度

※町内金融機関から融資が受けられる制度もあります。

◆すでに設置している方

年に1回受ける法定検査費用を補助します。検査後に対象の方へ案内します。

対象区域／現在、下水道が整備されていない区域の住宅、業務施設となります。

受付期間／4月3日～令和6年1月末日

問合先／市民サービス課生活環境係 内線(517)

土地価格および家屋価格縦覧帳簿等の縦覧

固定資産課税台帳を基に作成される土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。

縦覧期間／4月3日(月)～6月1日(木)

8時30分～17時(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所／役場1階税務課(6番窓口)

必要なもの／申請に来られる方のマイナンバーカードまたは運転免許証等身分を証するもの。なお、代理人・法人の場合は委任状(委任者の印があるもの)。

問合先／税務課資産税係 内線(535)

家屋の取り壊しの届け出

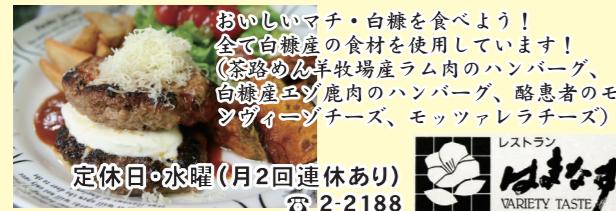
家屋の一部や全部を取り壊し、まだ役場へ届け出をしていない方は「家屋滅失申告書」を提出してください。用紙は役場1階税務課(6番窓口)にあります。

なお、釧路地方法務局で滅失登記の手続きをした方は、届け出の必要はありません。

問合先／税務課資産税係 内線(535)

広告

**レストラン ほまなすの
こだわりシリーズ その⑩**
オール・ひらぬかミルフィーユ



お墓に関する手続き

次の場合は必ず届出をしてください。

- ①お墓に納骨する
- ②お墓の使用者を変更する
- ③お墓から他のお墓やお寺に改葬する
- ④お墓の建設や改築・撤去する
- ⑤お墓を返還する

※使用者が亡くなった日から10年経過しても継承者がいない場合や、土地の使用許可を受けてから使用せずに3年を経過した場合(樹木葬墓所および合葬墓を除く)は使用許可が取り消される場合があります。

問合先／市民サービス課生活環境係 内線(517)

野犬掃とう期間

●野犬掃とう期間／4月1日～令和6年3月31日

野犬掃とうとは、野犬などによる町民へのかみつき事故等を未然に防ぐことを目的に実施しています。

放し飼いの犬は、野犬とみなし、捕獲の対象となりますので、飼い主の方は犬を放さないよう気をつけてください。また、犬の散歩時は鎖などでつなぎ、ふんは必ず持ちかえるようにしましょう。

問合先／市民サービス課生活環境係 内線(517)

不法投棄は犯罪です

山間部や人通りの少ない場所での不法投棄が確認されています。



廃棄物は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」によって、分別、運搬、処理方法が規定されており、規定に反して捨てる行為は不法投棄に該当し、ポイ捨てなどを含め、次の罰則に該当する場合があります。

個人／5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

法人／3億円以下の罰金

問合先／市民サービス課生活環境係 内線(517)

広告



結婚新生活支援事業補助金

町では、婚姻された世帯に対して新居の住宅費用、リフォームに要した費用、引っ越し費用および家具・家電製品等の購入費用の一部を補助する事業を行っています。令和5年度から補助額が増額となりました。

補助対象世帯／令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦で町に住所を有する方。

補助上限額／補助金の対象は、1世帯あたり80万円を上限に交付します。

- 住宅費用および引っ越し費用 60万円(30万円増額)
- 新生活準備費用 20万円

申請期限／令和6年3月31日まで

問合先／健康こども課子育て支援係 内線(522)

町で受けられる健診・検査について

町では、疾病の早期発見・早期治療や予防に役立つ健診・検査を行っています。令和5年度は、肺CTや帯状疱疹ワクチン接種助成事業を新たに実施します。

現在、町が行っている健診・検査は次のとおりです。

- ①特定・若年・後期高齢者健診
- ②各種がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺)
- ③肺CT検査
- ④帯状疱疹ワクチン助成事業
- ⑤エキノコックス症検診
- ⑥脳ドック(特定健診・後期高齢者健診とセット)
- ⑦風疹抗体検査
- ⑧肝炎検査
- ⑨骨粗しょう症検診

申し込み等の詳細は、広報5月号配布時に同封するチラシをご覧ください。

問合先／健康こども課健康推進係 内線(555)

妊娠した場合の初回産科受診料を助成

妊娠を疑って産婦人科を受診し、妊娠と判定された場合の初回受診料を助成します(上限1万円)。

領収書を持参し、役場1階健康こども課(3番窓口)で申請してください。また、妊娠初期は赤ちゃんの成長とお母さんの健康を維持するために大切な時期です。妊娠かなと思ったら、早めに産婦人科を受診し、11週までに届け出をしてください。

妊娠定期健診(一部助成)と超音波検査(無料)が最大14回分助成されます。

※来院される際は、体調等について助産師等がお話しを伺いますので、電話で予約をお願いします。

問合先／産科受診料について

健康こども課健康推進係 内線(555)

妊娠届について

健康こども課健康支援係 内線(593)

釧路管内町村職員採用資格試験(大学卒)

受験資格／①大学卒(卒業見込みを含む) ②平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方

受付期間／4月3日(月)～5月19日(金)まで

※郵送の場合、当日消印有効

申込書請求先／釧路管内各町村役場総務課または釧路町会に請求してください。郵送による場合は、封筒の表に「町村職員採用資格試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4サイズの入る大きさ)を同封してください。

第1次試験日／7月9日(日)

第1次試験会場／釧路センチュリーキャッスルホテル

募集人員／白糠町一般事務3人・釧路町一般事務1人

厚岸町一般事務2人・浜中町一般事務2人・標茶町一般事務2人・弟子屈町一般事務1人・鶴居村一般事務1人 ※町村会では採用しません。

問合先／総務課職員係 内線(215)

釧路町村会事務局 ☎ 0154-43-0649

水道メーター検針員募集

募集人数／2人

条件／満18歳以上で体力および視力に自信のある方

業務内容／土・日・祝日問わず、検針定例日(毎月25日から27日の3日間)で各家庭や事業所などの水道メーターの読み取り

契約期間／契約締結日から令和6年3月31日まで(自動更新あり)

業務開始／令和5年4月分検針から

検針地区／西1条北4丁目、西4条北1～2丁目、東1条南2、4丁目、東1条北1～2、4丁目、東2条北1、4～7丁目、東3条北1～2、4～7丁目、刺牛1～3丁目、岬3丁目の一部
※約480件ずつ検針していただきます。

報酬／【4月～11月】1件あたり50円

【12月～3月】1件あたり55円

応募方法／役場1階水道課(5番窓口)に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、4月10日(月)までに水道課業務係へ提出してください。

問合先／水道課業務係 内線(562)

調理師試験

試験日時／8月29日(火) 13時30分～16時

試験地／釧路市

受験願書配布期間／4月上旬から釧路保健所および釧路支所で配布

受付期間／5月8日(月)～5月19日(金)まで

合格発表／10月13日(金) 9時～

受験手数料／6,900円

問合先／釧路保健所 ☎ 0154-65-5819